



# パック連通信

事務局：山梨県大月市御太刀 1-2-10

No.127 2024年3月28日発行  
全国牛乳パックの  
再利用を考える連絡会

TEL. 0554-22-3611

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。地域の皆様の安全、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げるとともに、被災地支援・復旧に携わっていただける関係者の皆様には深く感謝申し上げます。

被災された皆様が1日も早く元の生活に戻れますよう祈念申し上げます。

## 石川県令和6年能登半島地震義援金配分のご報告をいただきました。

新しい年を迎え、皆々穏やかに新年を祝っているそのさなか、突然に能登半島を襲った激震に、どなたも呆然としたことと思います。

全国パック連では、1月5日に石川県に向けて義援金をお送りさせていただきましたが、3月27日にお礼状と共に書面による義援金配分についての報告が郵送にて届きましたので、会員各位にご報告申し上げます。

書面には1月30日現在の、169億2559万956円の義援金額が記されていますが、3月25日現在においては、243億9563万2千100円の義援金が寄せられているそうです。

被災地の過疎化高齢化で復興への道は厳しいものと思われませんが、東日本大震災と同様、継続的に応援をしていきたいと思えます。

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは、令和6年能登半島地震に際し、心温まる義援金をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

お寄せいただきました義援金は、皆様のご厚志が十分に活かされますよう、義援金受付団体、被災市町などからなる配分委員会では、過疎化、高齢化が進展しており、生活再建への道のりは平坦ではありませんが、皆様のお気持ち被災者の方々への大きな励ましとなるものと確信しております。

今回の地震は、輪島市、志賀町で県内観測史上最大の震度七を記録するなど、県政史上未曾有の大災害となりました。県では、国や市町をはじめとする多くの皆様と連携し、被災者の救助、応急対策に全力を挙げて取り組んでまいりました。今後も、被災市町、被災者、事業者の声をしっかりと受け止め、一日も早く、被災者の生活と生業を再建し、能登の創造的復興の実現に向け、全庁総力を挙げて取り組んでいく決意であります。

このたびお寄せいただきましたご厚情に対し、略儀ながら書中をもちまして厚くお礼を申し上げますとともに、皆様のますますのご発展とご健勝をお祈り申し上げます。

謹白

令和六年三月

石川県知事 馳浩

送付いただいた義援金配分についての計画書を以下のように添付いたします。ご参照ください。

各位

皆様からお寄せいただいた義援金は、令和6年2月1日に義援金配分委員会を開催し、以下のとおり配分することを決定しました。

温かいご支援、誠にありがとうございました。

石川県令和6年能登半島地震災害義援金配分委員会事務局

(石川県健康福祉部企画調整室)

## 石川県令和6年能登半島地震義援金配分計画（第一次配分）

### 1 基本方針

配分に当たっては、義援金をお寄せいただいた方々のご厚志が被災者の皆様に伝わり、新たな生活に向けた動機づけとなるよう広く配分する。

### 2 義援金額

169億2,559万956円（令和6年1月30日現在）

### 3 配分対象

令和6年能登半島地震災害により、

■以下の被害を受けられた方

人的被害 死者・行方不明者、重傷者

住家被害 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊

■ライフラインの被害が甚大で、過酷な生活を強いられてきた6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）の全住民

### 4 配分の考え方

①第一次配分を早急に実施することを主眼とする。

②特定非常災害に指定された過去の大災害の事例を踏まえて単価を設定する。

③人的・住家被害に加えて、ライフライン（上下水道、道路、電気等）の被害が甚大で、過酷な生活を強いられてきた6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）の全住民も配分対象とする。

④残額および今後寄せられた義援金については、今後適宜追加配分を実施する。

### 5 配分基準

(単位：千円)

被害区分	件数 (A) ※試算	義援金単価	配分額 (A×B) ※試算
死者・行方不明者	238	200	47,600
重傷者	311	100	31,100
全壊	22,146	200	4,429,200
大規模半壊	31,742	150	3,174,200
中規模半壊		100	
半壊		50	
6市町全住民	124,744	50	6,237,200
計	179,181	—	13,919,300

### 6 配分の方法・時期

■人的・住家被害への配分

方法：被災者からの申請に基づき、市町を経由して振込

時期：罹災証明書等の必要書類が準備でき、被災者からの申請があり次第開始

■6市町全住民への配分

方法：対象者は県へ申請し、県が直接振込を実施

時期：準備ができ次第開始